

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>住宅ローン契約規定（元金均等型）</b></p> <p>お客さまおよび連帯保証人は、お客さまもしくは当社住信SBIネット銀行（以下、「当社」といいます。）と住宅ローン取引を行う場合は、この規定（以下、「本規定」といいます。）における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定（以下、「各取引規定」といいます。）に従うことに同意するものとします。</p> <p>お客さまおよび連帯保証人と当社との間の住宅ローン取引に関する契約（以下、「本契約」といいます。）は、本規定のほか、「住宅ローン契約書」記載の借入要項またはWEBサイト画面に表示される「借入条件」もしくは「契約内容」（以下、総称して「借入要項等」といいます。）をその内容とします。</p> <p>お客さまは、当社がお客さまに対し、借入要項等に定める借入金の受領方法にもとづき同要項に定める借入金額を交付した場合、当社に対し、本契約に従ってその元本を返済し利息その他の債務を支払うことを約します。</p> <p>当社による借入金額の交付がなされない場合、本契約の効力は生じないものとします。</p> <p>お客さまは、本契約にもとづき交付を受けた借入金を、お客さま自身または当社所定の親族の居住用住宅の新築・購入資金または居住用の住宅の住宅ローンの借換・借換と同時にを行う増改築の資金に用いるためのみに利用するものとします。</p>	<p style="text-align: center;"><b>住宅ローン契約規定（元金均等型）</b></p> <p>本規定は、住信SBIネット銀行株式会社（以下「当社」といいます）の住宅ローン（元金均等型）を利用する個人（以下「お客さま」といいます）が、この「住宅ローン契約書」により当社と締結した住宅ローン契約（以下「本契約」といいます）にもとづきお借入に対し適用されます。本規定に定めのない事項については、別途契約する「抵当権設定契約証書」の規定の他、当社のWEBサイトに掲示する住信SBIネット銀行取引規定等の規定の他すべて当社の定めるところによるものとします。</p>
<p><b>第1条 借入金利</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本契約にもとづいてお客さまに適用される金利（以下、「借入金利」といいます。）は、本条3項の金利引下げがなければ、当社所定の基準金利によるものとします。</li> <li>当初借入金利は、当社が借入金額を交付した日（以下、「ローン実行日」といいます。）現在の基準金利とします。以後の借入金利は、変動金利を選択された場合は第6条に、固定金利を選択された場合は第7条に、それぞれ従うものとします。</li> <li>当社は当社所定の基準により、当社の基準金利に対して金利を引下げて適用することができるものとします。また、本規定の他の条項にかかわらず、当社はいつでもその引下げを中止または変更することができるものとします。</li> <li>略</li> </ol>	<p><b>第1条 借入金利</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本契約にもとづいてお客さまに適用される金利は、借入金利とします。借入金利は、本条3項の金利引下げがなければ、当社所定の基準金利によるものとします。</li> <li>当初借入金利は、ローン実行日現在の基準金利とします。以後の借入金利は、変動金利を選択された場合は第6条に、固定金利を選択された場合は第7条に、それぞれ従うものとします。</li> <li>当社は当社所定の基準により、当社の基準金利に対して金利を引下げて適用することができるものとします。また、本契約の他の条項にかかわらず、当社はいつでもその引下げを中止または変更することができるものとします。</li> <li>略</li> </ol>
<p><b>第2条 遅延損害金</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>お客さまは元利金の返済を遅延した場合には、遅延している元金に対し年14%（1年を365日とし、日割りで計算する。）の遅延損害金を支払うものとします。</li> <li>略</li> </ol>	<p><b>第2条 遅延損害金</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>お客さまは元利金の返済を遅延した場合には、遅延している元金に対し年14%（1年を365日とし、日割りで計算する。）の遅延損害金を支払うものとします。</li> <li>略</li> </ol>
<p><b>第3条 元利金の計算方法</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>利息は借入要項等に定める元金返済日（以下、「約定返済日」といいます。）に後払いするものとし、毎回の元金返済額は、毎月の元金返済額および半年毎の増額元金返済額ともに、均等とします。</li> <li>略</li> <li>略</li> <li>略</li> <li>毎回の返済元金は毎月返済部分、半年毎増額返済部分についてそれぞれ借入元金を返済回数で割った金額（円未満を切り捨て、割り切れない端数の金額については、当社所定の方法で調整するものとします。）とし、これに本条2項と3項および4項の利息を加えた金額（以下、「約定返済額」といいます。）を約定返済日に返済するものとします。</li> <li>ローン実行日から第1回約定返済日までの期間中に1ヵ月未満の端数日数がある場合や第9条の繰上返済にあたって</li> </ol>	<p><b>第3条 元利金の計算方法</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>利息は「住宅ローン契約書」記載の元金返済日（以下「約定返済日」といいます）に後払いするものとし、毎回の元金返済額は、毎月の元金返済額および半年毎の増額元金返済額ともに、均等とします。</li> <li>略</li> <li>略</li> <li>略</li> <li>毎回の返済元金は毎月返済部分、半年毎増額返済部分についてそれぞれ借入元金を返済回数で割った金額（円未満を切り捨て、割り切れない端数の金額については、当社所定の方法で調整するものとします）とし、これに本条2項と3項および4項の利息を加えた金額（以下「約定返済額」といいます）を約定返済日に返済するものとします。</li> <li>借入日から第1回約定返済日までの期間中に1ヵ月未満の端数日数がある場合や第9条の繰上返済にあたって端数日</li> </ol>

<p>端数日数が生じる場合等、本規定の適用により1ヵ月未満の端数日数が生じる場合は、その端数日数の利息については、当社所定の計算方法により毎月返済部分と半年毎増額返済部分に分けて1年を365日としてローン実行日等を含めて日割りで計算し、それぞれ、<u>当社所定の約定返済日の約定返済額</u>に加えて返済するものとします。</p>	<p>数が生じる場合等、本規定の適用により1ヵ月未満の端数日数が生じる場合は、その端数日数の利息については、当社所定の計算方法により毎月返済部分と半年毎増額返済部分に分けて1年を365日として借入日を含めて日割りで計算し、それぞれ、<u>第1回の元金返済額</u>に加えて返済するものとします。</p>
<p><b>第4条 返済用預金口座</b> 当社におけるお客さまの代表口座円普通預金を、本契約にもとづくご返済用の口座（以下、「返済用預金口座」といいます。）とします。また、お客さまは本契約にもとづく債務を完済するまで、返済用預金口座を解約することはできません。</p>	<p><b>第4条 返済用預金口座</b> 当社におけるお客さまの代表口座円普通預金を、本契約にもとづくご返済用の口座（以下「返済用預金口座」といいます）とします。また、お客さまは本契約にもとづく債務を完済するまで、返済用預金口座を解約することはできません。</p>
<p><b>第5条 約定返済</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 略</li> <li>2. お客さまは、約定返済日が土・日・祝日およびその他法令で定められた銀行の休日（以下、「休日」といいます。）にあたる場合、当該休日直後の当社の営業日に返済するものとし、当社は、これを約定返済日に返済したものとみなして取扱います。</li> <li>3. お客さまは毎月の約定返済日（前項に定める場合は、休日にあたる約定返済日の直後の当社の営業日とし、以下、<u>本項および次項において「約定返済日等」といいます。</u>）までに返済用預金口座に約定返済額相当額を預け入れるものとし、当社は、<u>当該約定返済日等</u>に約定返済額を払戻請求書無しに自動的に引落すことにより、返済に充当します。ただし、返済用預金口座の残高が約定返済額に満たない場合には、当社はその一部の返済に充てる取扱いはせず、その全額について返済は遅延するものとします。また、返済用預金口座の残高が、約定返済額のほか第9条に定める繰上返済等、当日に同口座から引落すべき金額の合計額に満たない場合には、当社は、任意の順序により引落すことができるものとします。</li> <li>4. 毎回の約定返済額相当額の預け入れが約定返済日等より遅れた場合には、当社は毎回の約定返済額と遅延損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。当社は、引落す遅延損害金の額を、WEBサイトに掲示される「返済予定表」の返済元本欄に記載の金額にもとづき、第2条に定める遅延損害金の年率および約定返済日の翌日から引落日までの実日数により算定するものとします。</li> <li>5. 返済用預金口座の残高が約定返済額に満たないために返済が遅延した場合は、当社はお客さまの入金後いつでも返済用預金口座から返済に必要な金額を自動的に引落とし、当社の任意の順序により本契約にもとづく債務の返済の支払いに充当することができるものとします。<u>ただし、本契約にもとづく債務のほかに、お客さまが当社に対して返済を遅滞している、返済用預金口座から引落とされるべき債務がある場合には、当社は、当社の任意の順序により、返済用預金口座の残高を本契約にもとづく債務のほか、他の債務の支払いに充当することができるものとします。</u></li> </ol>	<p><b>第5条 約定返済</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 略</li> <li>2. お客さまは、約定返済日が土・日・祝日およびその他法令で定められた銀行の休日（以下「休日」といいます）にあたる場合、当該休日直後の当社の営業日に返済するものとし、当社は、これを約定返済日に返済したものとして取扱います。</li> <li>3. お客さまは毎月の約定返済日（前項に定める場合は、休日にあたる約定返済日の直後の当社の営業日とします）までに返済用預金口座に約定返済額相当額を預け入れるものとし、当社は、<u>当社所定の引落日</u>に約定返済額を払戻請求書無しに自動的に引落すことにより、返済に充当します。ただし、返済用預金口座の残高が約定返済額に満たない場合には、当社はその一部の返済に充てる取扱いはせず、その全額について返済は遅延するものとします。また、返済用預金口座の残高が、約定返済額のほか第9条に定める繰上返済等、当日に同口座から引落すべき金額の合計額に満たない場合には、当社は、任意の順序により引落すことができるものとします。</li> <li>4. 毎回の約定返済額相当額の預け入れが第1項に定める日（<u>第2項の適用がある場合は、第2項に定める日とします</u>）より遅れた場合には、当社は毎回の約定返済額と遅延損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。当社は、引落す遅延損害金の額を、WEBサイトに掲示される「返済予定表」の返済元本欄に記載の金額にもとづき、第2条に定める遅延損害金の年率および約定返済日の翌日から引落日までの実日数により算定するものとします。</li> <li>5. 返済用預金口座の残高が約定返済額に満たないために返済が遅延した場合は、当社はお客さまの入金後いつでも返済用預金口座から返済金額を自動的に引落とし、当社の任意の順序により本契約にもとづく債務の返済の支払いに充当することができるものとします。</li> </ol>
<p><b>第6条 変動金利の適用</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 借入金利は、当社の短期プライムレート（短期貸出最優遇金利）（以下、いずれも「短プラ」といいます。）を基準とし、短プラの変動に伴って以下各項に定めるところにより変更されるものとします。</li> <li>2. 前項による借入金利の変更は毎年4月1日、10月1日（以下、<u>両日とも「基準日」といいます。</u>）の年2回行うものとし、<u>今回基準日の短プラが前回基準日の短プラ（ローン実行日後最初に到来する基準日についての「前回基準日の短プラ」は、ローン実行日現在の短プラとします。）と差がある場合に、その金利差と同じ幅で引上げまたは引下げるもの</u>とします。</li> <li>3. 前項の変更による新しい借入金利（以下、「新借入金利」と</li> </ol>	<p><b>第6条 変動金利の適用</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 借入金利は、当社の短期プライムレート（短期貸出最優遇金利）（以下いずれも「短プラ」といいます）を基準とし、短プラの変動に伴って以下に定めるところにより変更されるものとします。</li> <li>2. 前項による借入金利の変更は毎年4月1日、10月1日（以下両日とも「基準日」といいます）の年2回行うものとし、<u>今回基準日の短プラが前回基準日の短プラ（ローン実行後最初に到来する基準日についての「前回基準日の短プラ」は、ローン実行日現在の短プラとします）と差がある場合に、その金利差と同じ幅で引上げまたは引下げるもの</u>とします。</li> <li>3. 前項の変更による新借入金利は、基準日が4月1日の場合</li> </ol>

<p>います。)は、基準日が4月1日の場合は6月の約定返済日の翌日から、基準日が10月1日の場合は12月の約定返済日の翌日から適用するものとします(以下、6月の約定返済日の翌日および12月の約定返済日の翌日を「新借入金金利適用日」といいます。)</p> <p>4. 当初借入時に変動金利タイプを選択し、借入後60ヵ月経過した後に最初に到来する新借入金金利適用日以前に固定金利特約タイプに変更しなかった場合、当該新借入金金利適用日からは、新借入金金利適用日直前の基準日(新借入金金利適用日が、6月の約定返済日の翌日の場合は4月1日、12月の約定返済日の翌日の場合は10月1日)における借入要項等に定める変動金利タイプ選択時の「金利タイプ変更後の借入金金利」を適用するものとします。</p> <p>5. 借入金金利の変更が行われる場合、当社は、原則として、新借入金金利適用日の1ヵ月前までに新借入金金利および毎回の約定返済額の元金・利息の内訳などを当社所定の方法にて通知するものとします。</p> <p>6. 当社は金融情勢の変化、その他相当の事由により、本条1項で短プラと定めた金利を廃止した場合には、短プラを一般に代替されるものに変更することができるものとし、変更後初回における短プラとの比較は、当社が相当と認める方法によるものとします。以後新たに短プラから変更となったものの取扱いが廃止された場合も同様とします。</p>	<p>は6月の約定返済日の翌日から、基準日が10月1日の場合は12月の約定返済日の翌日から適用するものとします(以下、6月の約定返済日の翌日および12月の約定返済日の翌日を「新借入金金利適用日」といいます)。</p> <p>4. 当初借入時に変動金利タイプを選択し、借入後60ヵ月経過した後に最初に到来する新借入金金利適用日以前に固定金利特約タイプに変更しなかった場合、借入後60ヵ月経過した後に最初に到来する新借入金金利適用日からは、新借入金金利適用日直前の基準日(新借入金金利適用日が、6月の約定返済日の翌日の場合は4月1日、12月の約定返済日の翌日の場合は10月1日)における借入要項に定める変動金利タイプ選択時の金利タイプ変更後の金利を適用するものとします。</p> <p>5. 当社は金融情勢の変化、その他相当の事由により、本条1項で短プラと定めた金利を廃止した場合には、短プラを一般に代替されるものに変更することができるものとし、変更後初回における短プラとの比較は、当社が相当と認める方法によるものとします。以後新たに短プラから変更となったものの取扱いが廃止された場合も同様とします。</p> <p>6. 借入金金利の変更が行われる場合、当社は、原則として、本条2項および3項の新借入金金利の適用日の1ヵ月前までに新しい借入金金利および新しい毎回返済額(元金・利息の内訳)などを当社所定の方法にて通知するものとします。</p>
<p><b>第7条 固定金利の適用</b></p> <p>1. <u>借入要項等に定める特約期間(以下、「固定金利適用期間」といいます。)</u>開始日はローン実行日または約定返済日の翌日にあたる日とし、<u>固定金利適用期間終了日は、固定金利適用期間が経過する応当年月の約定返済日</u>とします。</p> <p>2. 略</p>	<p><b>第7条 固定金利の適用</b></p> <p>1. 特約期間開始日は契約日(借入日)または約定返済日の翌日にあたる日とし、<u>特約期間終了日は、特約期間が経過する応当年月の約定返済日</u>とします。</p> <p>2. 略</p>
<p><b>第8条 金利タイプの変更</b></p> <p>1. 変動金利からの変更</p> <p>(1) <u>変動金利が適用されている場合、その変動金利適用期間中は、次号の定めにより変動金利から固定金利への変更を行うことができるものとします。</u></p> <p>(2) <u>変動金利が適用されている場合、次号に定める特別な事情がない限り、約定返済日前日の当社所定の時刻までに、WEBサイトでの当社所定のお客さまの操作による申し出により、適用期間を選択して固定金利へ変更できるものとします。また、お客さまがこの変更を申し出た場合、適用される借入金金利は、その申出日以降最初に到来する約定返済日の翌日(以下、「固定金利適用開始日」といいます。)</u>におけるお客さまが選択した適用期間に対応する借入要項等に定める<u>固定金利特約タイプ選択時の「金利タイプ変更後の借入金金利」とし、固定金利適用開始日より適用するものとします。</u></p> <p>(3) <u>前号の定めにかかわらず、延滞や固定金利適用開始日から最終返済期日までの残存期間が当社所定の適用期間より短い場合など特別な事情がある場合には、固定金利への変更はできないものとします。なお、お客さまが前号の操作により金利を一旦選択した後、固定金利適用開始日の前日の当社所定の時刻を経過すると、当該金利変更は取消すことはできません。</u></p> <p>2. 固定金利からの変更</p> <p>(1) 固定金利が適用されている場合、その固定金利適用期間中は、変動金利への変更、借入金金利の変更ならびに固定金利適用期間の変更はできないものとします。</p> <p>(2) <u>本項3号の場合を除き、固定金利適用期間が終了した場合は、金利タイプは自動的に変動金利に変更され、借入金金利は当該終了日の翌日における借入要項等に定める変動金利タイプ選択時の「金利タイプ変</u></p>	<p><b>第8条 金利タイプの変更</b></p> <p>1. 変動金利からの変更</p> <p>(1) <u>変動金利が適用されている場合、延滞など特別な事情がない限り、約定返済日前日の当社所定の時刻までに、WEBサイトでの当社所定のお客さまの操作による申し出により、適用期間を選択して固定金利へ変更できるものとします。また、お客さまがこの変更を申し出た場合、適用される借入金金利は、原則としてその申出日以降最初に到来する約定返済日(ただし約定返済日当日の申し出は不可)の翌日におけるお客さまが選択した適用期間に対応する固定金利特約タイプの基準金利にもとづく、借入要項に記載された「金利タイプ変更後の借入金金利」とし、お客さまの申出日以降最初に到来する約定返済日の翌日より適用するものとします。</u></p> <p>(2) <u>変動金利から固定金利への変更は、変動金利の適用期間中、前号の定めにより、いつでも行うことができるものとします。ただし、固定金利適用日から最終返済期日までの残存期間が当社所定の適用期間より短い場合など特別な事情がある場合には、固定金利への変更はできないものとします。なお、お客さまがこの操作により金利を一旦選択した後、金利切替日の前日の当社所定の時刻を経過すると、当該金利変更は取消すことはできません。</u></p> <p>2. 固定金利からの変更</p> <p>(1) 固定金利が適用されている場合、その固定金利適用期間中は、変動金利への変更、借入金金利の変更ならびに固定金利適用期間の変更はできないものとします。本項2号の場合を除き、固定金利適用期間が終了した場合は、金利タイプは自動的に変動金利に変更され、借入金金利は当該終了日の翌日における<u>変動金利タイプの基準金利にもとづく、借入要項に記載された「金利タイプ変更後の借入金金利」とし、当該終了日の翌日より適用します。</u></p>

<p>更後の借入金利」とし、当該終了日の翌日より適用します。</p> <p>(3) 固定金利適用期間終了日以降、引き続き固定金利を選択する場合は、次号に定める特別な事情がない場合に限り、お客さまは、当該終了日の前日の当社所定の時刻までに、WEBサイトでの当社所定のお客さまの操作による申し出により、新たな適用期間を選択して固定金利を選択することができます。この場合、適用される借入金利は、当該固定金利適用期間終了日の翌日（以下、「新たな固定金利適用開始日」といいます。）における、お客さまが選択した適用期間に対応する借入要項等に定める固定金利特約タイプ選択時の「金利タイプ変更後の借入金利」とし、新たな固定金利適用開始日から適用するものとします。</p> <p>(4) 前号の定めにかかわらず、延滞や新たな固定金利適用開始日から最終返済期日までの残存期間が当社所定の適用期間より短い場合など特別な事情がある場合には、新たな固定金利適用期間の選択はできないものとします。なお、お客さまが前号の操作により金利を一旦選択した後、新たな固定金利適用開始日の前日の当社所定の時刻を経過すると、当該金利変更は取消すことはできません。</p>	<p>(2) 固定金利適用期間終了日以降、引き続き固定金利を選択する場合は、延滞など特別な事情がない場合に限り、お客さまは、当該終了日の前日の当社所定の時刻までに、WEBサイトでの当社所定のお客さまの操作による申し出により、新たな適用期間を選択して固定金利を選択することができます。ただし、固定金利適用日から最終返済期日までの残存期間が当社所定の適用期間より短い場合など特別な事情がある場合には、固定金利への変更はできないものとします。なお、お客さまがこの操作により金利を一旦選択した後、金利切替日前日の当社所定の時刻を経過すると、当該金利変更は取消すことはできません。</p> <p>(3) 前号の場合、借入金利は、従来の固定金利適用期間終了日の翌日（新たな固定金利適用開始日）における、お客さまが選択した適用期間に対する基準金利にもとづく、借入要項に記載された固定金利特約タイプ選択時の「金利タイプ変更後の借入金利」とし、新たな固定金利適用開始日から適用するものとします。</p>
<p><b>第9条 繰上返済</b></p> <p>1. お客さまは、第5条に定める約定返済の他、当社所定の方法により、延滞など特別な事情がない限り、返済用預金口座に資金を預け入れたうえで、最終返済期日以前に繰上返済をすることができるものとします。</p> <p>2. 一部繰上返済</p> <p>(1) 前項により、お客さまが指定した金額（ただし、当社所定の金額以上とします。）を借入金残額の一部として返済する場合、当社所定の手数料をあわせて支払うものとします。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) お客さまは、約定返済額は変えずに最終返済期日を繰り上げる方法、または最終返済期日を変えずに約定返済額を減らす方法を選択できるものとし、WEBサイトでの当社所定のお客さまの操作により、お客さまが任意に選択するものとします。この操作を行った後の初回および最終返済期日の約定返済額は、通常の約定返済額と異なる場合があります。なお、約定返済が遅延しているときには一部繰上返済はできないものとし、遅延している約定返済額および遅延損害金合計額を返済した後に同様にWEBサイトでの当社所定のお客さまの操作により行うものとします。</p> <p>3. 全額繰上返済 略</p>	<p><b>第9条 繰上返済</b></p> <p>1. お客さまは、第5条に定める約定返済の他、WEBサイトでの当社所定のお客さまの操作により、延滞など特別な事情がない限り、返済用預金口座に資金を預け入れたうえで、最終返済期日以前に繰上返済をすることができるものとします。</p> <p>2. 一部繰上返済</p> <p>(1) 前項により、お客さまが指定した金額（ただし、当社所定の金額以上とします）を借入金残額の一部として返済する場合、当社所定の手数料をあわせて支払うものとします。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) お客さまは、毎回返済額は変えずに最終期限を繰り上げる方法、または最終期限を変えずに毎回返済額を減らす方法を選択できるものとし、WEBサイトでの当社所定のお客さまの操作により、お客さまが任意に選択するものとします。この操作を行った後の初回および最終回の約定返済額は、通常の約定返済額と異なる場合があります。なお、約定返済が遅延しているときには一部繰上返済はできないものとし、遅延している約定返済分を返済した後に同様にWEBサイトでの当社所定のお客さまの操作により行うものとします。</p> <p>3. 全額繰上返済 略</p>
<p><b>第10条 返済条件の変更</b></p> <p>第8条および第9条の申込については、当社がお客さまからの申し出を承諾した時に、それぞれの各条項にもとづき条件が変更されます。この場合、原則として書面での確認などは行いません。</p>	<p><b>第10条 返済条件の変更</b></p> <p>第8条および第9条の申込については、WEBサイトでの当社所定のお客さまの操作により当社に申し出るものとし、その申し出に対し当社が承諾した時に、それぞれの各条項にもとづき条件が変更されます。この場合、原則として書面での確認などは行いません。</p>
<p><b>第11条 期限の利益の喪失</b></p> <p>1. 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) お客さままたは連帯保証人が住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によってお客さまの所在が当社にとって不明となったとき。</p> <p>2. 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本契約にもとづく債務に限らず、当社に対する債務</p>	<p><b>第11条 期限の利益の喪失</b></p> <p>1. 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) お客さまが住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によってお客さまの所在が当社にとって不明となったとき。</p> <p>2. 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本債務に限らず、当社に対する債務について期限の</p>

<p>について期限の利益を喪失したとき。</p> <p>(3) お客さまが本契約および各取引規定に違反したとき。</p> <p>(4) 支払の停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) お客さまが当社に保有する預金債権その他の債権または当社に預託する資産もしくは債務の担保の目的物について、仮差押、または仮処分、差押の命令の通知が発送されたとき。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 連帯保証人に前項各号または本項各号のいずれかの事由があるとき。</p> <p>3. 略</p> <p>4. 略</p>	<p>利益を喪失したとき。</p> <p>(3) お客さまが当社との取引規定の一つにでも違反したとき。</p> <p>(4) 支払停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) お客さまが当社に保有する返済用預金口座またはお客さまの当社に対する預金その他の当社に対する債権、または債務の担保の目的物について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 連帯保証人に前項 1 号または本項各号のいずれかの事由があるとき。</p> <p>3. 略</p> <p>4. 略</p>
<p><b>第 11 条の 2 反社会的勢力の排除</b></p> <p>1. お客さまおよび連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約するものとします。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2. お客さまおよび連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3. 第 11 条 2 項 1 号の規定の適用により、お客さままたは連帯保証人に損害が生じた場合にも、<u>お客さまおよび連帯保証人は、当社になんらの請求をすることができません。</u>また、当社に損害が生じたときには、お客さままたは連帯保証人がその責任を負うものとします。</p>	<p><b>第 11 条の 2 反社会的勢力の排除</b></p> <p>1. お客さままたは連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2. お客さままたは連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3. 第 11 条 2 項 1 号の規定の適用により、お客さままたは連帯保証人に損害が生じた場合にも、<u>当社になんらの請求をすることができません。</u>また、当社に損害が生じたときには、お客さままたは連帯保証人がその責任を負うものとします。</p>
<p><b>第 12 条 担保</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. 略</p> <p>3. 本契約による債務の期限の到来または期限の利益の喪失後、その債務の履行がない場合には、<u>当社は、担保を、必ずしも法定の手続きによらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差引いた残額を法定の順序にかかわらず、本契約による債務の返済にあてることができるものとし、なお残債務がある場合には、お客さまは直ちに返済するものとします。</u>また、本契約による債務の返済にあてた後、なお取得金に余剰が生じた場合には、当社はこれを取立または処分前の当該担保の所有者に返還するものとします。</p> <p>4. 略</p>	<p><b>第 12 条 担保</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. 略</p> <p>3. 本契約による債務の期限の到来または期限の利益の喪失後、その債務の履行がない場合には、担保は、必ずしも法定の手続きによらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により当社において取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差引いた残額を法定の順序にかかわらず、本契約による債務の返済にあてることができるものとし、なお残債務がある場合には、お客さまは直ちに返済するものとします。また、本契約による債務の返済にあてた後、なお取得金に余剰が生じた場合には、当社はこれを取立または処分前の当該担保の所有者に返還するものとします。</p> <p>4. 略</p>
<p><b>第 13 条 連帯保証</b></p> <p>1. 連帯保証人は、お客さまが本契約にもとづき負担する一切の債務について、お客さまからの委託にもとづき<u>お客さまと連帯して、保証債務を負い、その履行については本契約に従うもの</u>とします。</p>	<p><b>第 13 条 連帯保証</b></p> <p>1. 連帯保証人は、お客さまが本契約にもとづき負担する一切の債務について、お客さまと連帯して保証債務を負い、その履行については本契約に従うもの</p> <p>2. 連帯保証人は、お客さまの当社に対する預金その他の債権</p>

<p>2. 連帯保証人は、お客さまの当社に対する預金その他の債権をもって相殺ができることを理由として保証債務の履行を拒絶しないものとします。</p> <p>3. 連帯保証人は、当社が他の担保または保証の変更、解除等をして、免責を主張することができないものとします。</p> <p>4. 連帯保証人が本契約による保証債務を履行した場合、代位によって当社から取得した権利は、お客さまと当社との間に、本契約による残債務または連帯保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、当社の同意がなければこれを行使しないものとします。また、代位の目的となった権利の対価たる金銭については、当社が連帯保証人に優先して弁済に充当することができるものとします。</p> <p>5. 連帯保証人がお客さまと当社との取引について他に保証をしている場合には、その保証は本契約により変更されないものとし、また、他に限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。連帯保証人がお客さまと当社との取引について、将来他に保証した場合も同様とします。</p> <p>6. 返済条件の変更等、その他お客さまとの本契約が変更されても、連帯保証人との本契約の内容および効力は一切影響を受けないものとします。</p> <p>7. <u>お客さまおよび連帯保証人は、当社が現在および将来の連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、お客さままたは他の連帯保証人に対しても、その履行の請求の効力が生じることについて、合意します。</u></p>	<p>をもって相殺は行わないものとします。</p> <p>3. 連帯保証人は、当社が他の担保または保証を変更、解除等しても、免責を主張することができないものとします。</p> <p>4. 連帯保証人が本契約による保証債務を履行した場合、代位によって当社から取得した権利は、お客さまと当社との間に、本契約による残債務または連帯保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、当社の同意がなければこれを行使しないものとします。</p> <p>5. 連帯保証人がお客さまと当社との取引について他に保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、他に限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。連帯保証人がお客さまと当社との取引について、将来他に保証した場合も同様とします。</p> <p>6. 返済条件の変更等、その他本契約が変更されても、<u>この保証契約の内容および効力は一切影響を受けないものとします。</u></p>
<p><b>第 14 条</b> <b>リビングニーズ特約、重度ガン保険金前払特約、先進医療特約付団体信用生命保険</b></p> <p>略</p>	<p><b>第 14 条</b> <b>リビングニーズ特約、重度ガン保険金前払特約、先進医療特約付団体信用生命保険</b></p> <p>略</p>
<p><b>第 15 条</b> <b>債務繰上返済支援特約、長期就業不能見舞金特約付団体信用就業不能保障保険</b></p> <p>略</p>	<p><b>第 15 条</b> <b>債務繰上返済支援特約、長期就業不能見舞金特約付団体信用就業不能保障保険</b></p> <p>略</p>
<p><b>第 16 条</b> <b>当社からの相殺</b></p> <p>1. 当社は、本契約による債務のうち各約定返済日が到来したもの、または第 11 条によって返済しなければならない本契約による債務全額と、お客さまの預金その他債権とを、その債権の期限または通貨にかかわらず、いつでも相殺できるものとします。</p> <p>2. 略</p>	<p><b>第 16 条</b> <b>当社からの相殺</b></p> <p>1. 当社は、本契約による債務のうち各約定返済日が到来したもの、または第 11 条によって返済しなければならない本契約による債務全額と、お客さまの預金その他債権とを、その債権の期限または通貨にかかわらず、いつでも相殺できるものとします。<u>この場合、当社は事前の通知および所定の手続きを省略し、諸預け金を払い戻し、お客さまの債務の弁済に充当することができます。</u></p> <p>2. 略</p>
<p><b>第 17 条</b> <b>お客さまからの相殺</b></p> <p>略</p>	<p><b>第 17 条</b> <b>お客さまからの相殺</b></p> <p>略</p>
<p><b>第 18 条</b> <b>充当の指定</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. お客さまから返済または相殺をする場合に、本契約による債務の他に当社との取引上の他の債務があるときは、お客さまはどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。ただし、お客さまがどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、当社が適当と認める順序方法により充当することができ、お客さまはその充当または相殺に対して異議を述べないものとします。</p> <p>3. 前項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当社は遅滞なく異議を述べられるものとし、この場合、前項にかかわらず、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短などを考慮して、当社の指定する順序方法により充当または相殺することができるものとします。</p> <p>4. 当社が指定するお客さまの債務については、その期限が到来したものとして、当社は充当または相殺することができるものとします。</p>	<p><b>第 18 条</b> <b>充当の指定</b></p> <p>1. 略</p> <p>2. お客さまから返済または相殺をする場合に、本契約による債務の他に当社との取引上の他の債務があるときは、お客さまはどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。ただし、お客さまがどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、当社が適当と認める順序方法により充当することができ、お客さまはその充当に対して異議を述べないものとします。</p> <p>3. 前項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当社は遅滞なく異議を述べられるものとし、この場合、前項にかかわらず、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短などを考慮して、当社の指定する順序方法により相殺することができるものとします。</p> <p>4. 当社が指定するお客さまの債務については、その期限が到来したものとして、当社は相殺することができるものとします。</p>
<p><b>第 19 条</b> <b>債権回収会社への業務委託および譲渡</b></p> <p>1. お客さまは、本契約にもとづく債権およびお客さまが当社に対し負担する一切の債務に関して、当社が必要と認める</p>	<p><b>第 19 条</b> <b>債権回収会社への業務委託および譲渡</b></p> <p>1. お客さまは、本契約にもとづく債権およびお客さまが当社に対し負担する一切の債務に関して、当社が必要と認める</p>

<p>ときは、「債権管理回収業に関する特別措置法」にもとづき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収会社（以下、「債権回収会社」といいます。）に債権の回収を委託し、債権回収会社が当社に代わりお客さまへ請求し、取り立てることに同意するものとします。</p> <p>2. 略</p> <p>3. 略</p>	<p>ときは、「債権管理回収業に関する特別措置法」にもとづき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収会社（以下「債権回収会社」といいます）に債権の回収を委託し、債権回収会社が当社に代わりお客さまへ請求し、取り立てることに同意するものとします。</p> <p>2. 略</p> <p>3. 略</p>
<p><b>第20条 債権回収会社以外への債権譲渡</b></p> <p>1. お客さまは、当社が将来、本契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下、本条においては信託を含みます。）する場合がありますこと、および当社が譲渡した債権を再び譲り受ける場合がありますことをあらかじめ承諾するものとします。この場合、お客さまに対する通知は省略することができるものとします。</p> <p>2. 前項の規定により、当社が債権を他に譲渡した場合、当社は譲渡した債権に関し、譲受人（以下、本条においては信託の受託者を含みます。）の代理人になることができるものとします。この場合、お客さまは当社に対して、従来どおり本規定に定める方法によって毎回の約定返済金額を支払い、当社はこれを譲受人に交付するものとします。</p>	<p><b>第20条 債権回収会社以外への債権譲渡</b></p> <p>1. お客さまは、当社が将来、本契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては信託を含みます）する場合がありますこと、および当社が譲渡した債権を再び譲り受ける場合がありますことをあらかじめ承諾するものとします。この場合、お客さまに対する通知は省略することができるものとします。</p> <p>2. 前項の規定により、当社が債権を他に譲渡した場合、当社は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含みます）の代理人になることができるものとします。この場合、お客さまは当社に対して、従来どおり本規定に定める方法によって毎回の約定返済金額を支払い、当社はこれを譲受人に交付するものとします。</p>
<p><b>第21条 代り証書等の差し入れ</b></p> <p>契約書等を作成している場合に、契約書等が事変・災害・輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合には当社の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を返済していただくものとします。ただし、契約書等が事変・災害・輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合もしくは契約書等を作成していない場合において、当社から請求があれば直ちに代り証書を差し入れていただくものとします。</p>	<p><b>第21条 危険負担・免責条項等</b></p> <p>1. 契約書等を作成している場合に、契約書等が事変・災害・輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合には当社の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を返済していただくものとします。ただし、契約書等が事変・災害・輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合もしくは契約書等を作成していない場合において、当社から請求があれば直ちに代り証書を差し入れていただくものとします。</p> <p>2. 当社が、お客さまが入力した暗証番号もしくはインターネット取引用のログインパスワードまたは取引パスワードを当社の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときは、これらにつき偽造、変造または盗用等の事故があっても、これらを使用・入力して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、事故によって生じた損害はお客さまの負担とし、当社は責任を負いません。</p>
<p><b>第22条 報告および調査</b></p> <p>1. お客さまは、当社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、お客さまもしくは連帯保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。</p> <p>2. お客さまは、担保の状況またはお客さまもしくは連帯保証人の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当社に遅滞なく報告するものとします。</p>	<p><b>第22条 告知、通知または照会の方法</b></p> <p>1. お客さまは、当社よりお客さまへの告知、通知または照会をする場合に、当社のWEBサイトへの掲示、またはEメールその他の方法により行われることに同意するものとします。</p> <p>2. 届出のあったEメールアドレスまたは住所に宛てて当社が通知を発信した場合には、お客さまの通信事情等の理由により延着しまたは到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p>
<p><b>第23条 届出事項の変更</b></p> <p>1. 氏名、住所、電話番号、勤務先等その他当社に届け出た事項を変更する場合またはこれに変更があったときは、お客さまおよび連帯保証人は直ちに当社に当社所定の方法で届け出るものとします。</p> <p>2. 当社所定の書面により届け出られた署名について、当社は、口座開設時等に記載された署名との筆跡確認義務を負わないものとし、これにより生じた損害については、責任を負いません。</p> <p>3. 届出の変更手続以前に生じた損害および不備や届出を遅滞しまたは怠ったことにより生じた損害について当社は責任を負わないものとします。</p> <p>4. 届出のあった住所に宛てて当社が通知を発信した場合には、届出事項の不備・未変更、その他当社の責めによらない事由により延着しまたは到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p> <p>5. (1) お客さままたは連帯保証人について、家庭裁判所の</p>	<p><b>第23条 届出事項の変更</b></p> <p>1. 氏名、住所、電話番号、勤務先等その他当社に届け出た事項に変更があったときは、お客さまは直ちに当社に当社所定の方法で届け出るものとします。この届出の不備や届出を遅滞しまたは怠ったことにより生じた損害について当社は責任を負わないものとします。</p> <p>2. (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を当社に書面で届け出るものとします。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当社に届け出るものとします。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときにも前記各号と同様に当社に届け出るものとします。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>

<p>審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を当社に書面で届け出るものとします。<u>お客さままたは連帯保証人の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に当社に届け出るものとします。</u></p> <p>(2) <u>お客さままたは連帯保証人について、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当社に届け出るものとします。</u></p> <p>(3) <u>お客さままたは連帯保証人について、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときにも前記各号と同様に当社に届け出るものとします。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	
<p><b>第24条 住民票等の取得同意</b> 略</p>	<p><b>第24条 住民票等の取得同意</b> 略</p>
<p><b>第25条 諸費用の負担および支払方法</b> 略</p>	<p><b>第25条 諸費用の負担および支払方法</b> 略</p>
<p><b>第26条 合意管轄</b> お客さまおよび連帯保証人は、本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。</p>	<p><b>第26条 合意管轄</b> お客さまは、本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。</p>
<p><b>第27条 規定の変更</b> 当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社WEBサイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。</p> <p>(1) <u>変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。</u></p> <p>(2) <u>変更の内容が、本契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</u></p>	<p><b>第27条 規定の変更</b> 本規定の内容を変更する場合には、原則として変更日および変更内容を当社WEBサイトで相当期間公表することにより告知したうえで変更するものとします。この場合、変更日以降は変更後の規定が適用されるものとします。</p>
<p><b>第28条 公正証書の作成等</b> お客さまおよび連帯保証人は、当社の請求があるときには、直ちに本契約による債務について、強制執行の認諾のある公正証書を作成するため必要な手続きをとります。なお、このために要した費用はお客さまおよび連帯保証人が負担するものとします。</p>	<p><b>第28条 公正証書の作成等</b> お客さまおよび連帯保証人は、当社の請求があるときには、直ちにこの契約による債務について、強制執行の認諾のある公正証書を作成するため必要な手続きをとります。なお、このために要した費用はお客さまおよび連帯保証人が負担するものとします。</p>
	<p><b>第29条 報告および調査</b></p> <p>1. <u>お客さまは、当社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、お客さまもしくは連帯保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。</u></p> <p>2. <u>お客さまは、担保の状況またはお客さまもしくは連帯保証人の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当社に遅滞なく報告するものとします。</u></p>
<p><b>第29条 規定の準用</b> 本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社WEBサイトへの掲示により告知します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p><b>第30条 規定の準用</b> 本規定に定めのない事項については、別途契約する「抵当権設定契約証書」の規定、預金口座取引一般規定の他、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社WEBサイトへの掲示により告知します。</p>
	<p><b>第31条 その他特約事項</b> お客さまは当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により取引ができないことがあることを承認します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p><b>個人信用情報機関への登録等</b></p> <p>1. <u>お客さまおよび連帯保証人は、下記の個人情報（その履歴を含みます。）が当社が加盟する個人信用情報機関に登録</u></p>	<p><b>個人信用情報機関への登録等</b></p> <p>1. <u>お客さまは、下記の個人情報（その履歴を含みます）が当社が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および</u></p>

<p>され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります。）のために利用されることに同意します。</p> <p>(1) 全国銀行個人信用情報センター 略</p> <p>(2) 株式会社日本信用情報機構 略</p> <p>2. お客さまおよび連帯保証人は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</p> <p>3. 本条2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。（当社ではできません。）</p> <p>(1) 銀行が加盟する個人信用情報機関</p> <p>① 全国銀行個人信用情報センター <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a> Tel : 03-3214-5020</p> <p>② (株) 日本信用情報機構 <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a> Tel : 0570-055-955</p> <p>(2) 銀行が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関 (株) シー・アイ・シー <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a> Tel : 0120-810-414</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります。）のために利用されることに同意します。</p> <p>(1) 全国銀行個人信用情報センター 略</p> <p>(2) 株式会社日本信用情報機構 略</p> <p>2. お客さまは、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</p> <p>3. 本条2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。（当社ではできません）</p> <p>(1) 銀行が加盟する個人信用情報機関</p> <p>① 全国銀行個人信用情報センター <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a> Tel : 03-3214-5020</p> <p>② (株) 日本信用情報機構 <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a> Tel : 0570-055-955</p> <p>(2) 銀行が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関 (株) シー・アイ・シー <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a> Tel : 0120-810-414</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--